

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式
(第41条の6関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線設備等の点検実施報告書			
年 月 日			
(何)総合通信局長 殿(注1)			
免許人(予備免許を受けたものを含む。) 氏名又は名称 法人番号			
第10条第2項 電波法第18条第2項の規定により、私所属の無線局について無線設備等の点検を 第73条第4項			
行つたので、点検結果通知書を添えて提出します。			
点検年月日		無線局の種別	
免許の番号		識別信号	
点検を行つた場所			
登録検査等事業者名			
備考			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 3 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
- 4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けてい

るという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

- 5 一の登録検査等事業者が複数の無線局の点検を実施した場合には、本報告書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。
- 6 代理人による提出の場合は、免許人等の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 7 包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。
- 8 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。